老人福祉法の届出について

１．届出が必要な事業

介護保険法における以下のサービスで特養等に併設するものについては、事業の開始、変更、廃止又は休止の場合は、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届出が必要です。

・訪問介護

・通所介護

・（介護予防）短期入所生活介護

・夜間対応型訪問介護

・地域密着型通所介護

・（介護予防）認知症対応型通所介護

・（介護予防）小規模多機能型居宅介護

・（介護予防）認知症対応型共同生活介護

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・看護小規模多機能型居宅介護

・第一号訪問事業（総合事業の訪問介護）

・第一号通所事業（総合事業の通所介護）

上記のうち、特養等に併設していない単独型の以下のサービスについては、老人居宅生活支援事業の届出ではなく、老人福祉施設の設置、変更、廃止又は休止の届出が必要です。

・通所介護

・（介護予防）短期入所生活介護

・地域密着型通所介護

・（介護予防）認知症対応型通所介護

・第一号通所事業（総合事業の通所介護）

２．老人デイサービスと老人短期入所における特養等併設と単独型の違い

老人福祉法では、老人デイサービス、老人短期入所について、他の目的を有する施設において行われるものと、専用施設において行われるものとを区別しています。このため、施設の形態により、届出書類が異なりますのでご留意願います。

**①老人デイサービス**

**『老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業）開始届出等』を行う場合**

　特別養護老人ホーム等、他の目的を有する施設において老人デイサービスを行う場合で、「機能訓練室」「静養室」「食堂」「浴室」のうち、一部又は全部を特別養護老人ホーム等と共有しているもの。　⇒　併設型

**『老人デイサービスセンター等（老人デイサービスセンター）設置届出等』を行う場合**

　「機能訓練室」「静養室」「食堂」「浴室」をデイサービスセンター専用で有するもの。（特別養護老人ホーム等に併設する場合であっても、これらの設備を専用で有する場合は、老人デイサービスセンターとして独立して設置していることになります。）　⇒　単独型

**②老人短期入所**

**『老人居宅生活支援事業（老人短期入所事業として）開始届出等』を行う場合**

　特別養護老人ホーム等に併設して行う場合で、「居室」「浴室」「食堂」のうち、一部又は全部が特別養護老人ホーム等との共用であるもの。　⇒　併設型

**『老人デイサービスセンター等（老人短期入所施設として）設置届出等』を行う場合**

　短期入所のための「専用居室」「浴室」及び「食堂」を専用の設備として有し、独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有する施設であるもの。　⇒　単独型

３．その他留意事項

**『主な職員』の範囲について**

　老人福祉法に基づく手続きにおいて、『主な職員の氏名、経歴』を届け出る（認可申請書に記載する）こととされていますが、届出等が必要な『主な職員』の範囲については、下記のとおりとなりますので、ご留意願います。

|  |
| --- |
| **主な職員** |
| **届出が必要な手続き** | 老人居宅生活支援事業開始届及び事業変更届老人デイサービスセンター等設置届及び事業変更届老人ホーム設置認可申請書 |
| **『主な職員』の範囲** | 　事業所の管理者※生活相談員、介護支援専門員、サービス提供責任者等については、届出不要です。 |

問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市民福祉部高齢ふれあい課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護保険係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：０１８２－３５－２１３４